

## 第6 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

国民の信頼に応える生活保護の適正実施と就労支援など生活困窮者に対する支援体制の整備、自殺・うつ病対策などにより暮らしの安心を確保する。

### 1 生活保護の適正化及び生活困窮者の自立・就労支援等の推進

2兆9,049億円(2兆8,548億円)

#### (1) 国民の信頼に応える生活保護制度の構築

2兆8,973億円(2兆8,474億円)

生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

また、平成25年12月に成立した生活保護法改正法に基づき、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を進めるための所要の措置を講じていく。

##### ア 生活扶助基準等の見直し

平成25年8月から三段階で行う生活扶助基準等の適正化の二段階目に併せ、消費税率の引上げの影響を含む国民の消費動向など、最近の社会経済情勢等を総合的に勘案し、生活扶助基準等の改定を行う（平成26年4月実施）。

（参考）平成26年度生活扶助基準の改定率の具体例（都市部）

- ・ 夫婦と子（30代夫婦と幼児） ▲0.6%
- ・ 高齢単身世帯（60代単身） +2.0%
- ・ 単身世帯（20～40歳） +0.1%

※ 生活扶助基準等の適正化の二段階目による改定率（年齢・世帯人員・地域差によって異なる）と、国民の消費動向などを総合的に勘案した改定率（2.9%）を合計したものの。

##### イ 就労自立給付金の創設

生活保護受給者の自立の助長を図るため、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認めたものに対して、就労自立給付金を支給する。

(参考)【平成 25 年度補正予算案】

○地域社会におけるセーフティネット機能の強化 520億円の内数

緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）を積み増し、福祉事務所に就労支援員等を配置するなど生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制の強化を図る。

併せて、「貧困の連鎖」の防止を図るため、生活保護世帯の親子への養育相談・学習支援や子どもの居場所づくりを推進する。

(2)生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進など(再掲・35ページ参照) 75億円(74億円)

(3)新たな生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施【新規】 1.5億円

新制度の導入に向け、生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員の養成等の体制整備を行う。実施に当たっては、平成 25 年度補正予算案（地域社会におけるセーフティネット機能の強化）と一体的に行うことにより、自立に向けた再チャレンジができる環境を整える。

(参考)【平成 25 年度補正予算案】

○地域社会におけるセーフティネット機能の強化 520億円の内数

緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）を積み増し、地域における総合的な支援体制の整備を促進するためのモデル事業の拡充や住宅支援給付の継続などにより、平成 27 年度に創設する新たな生活困窮者自立支援制度への円滑な移行を図る。

## 2 「社会的包容力」の構築

(1)ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業の推進

セーフティネット支援対策等事業費補助金150億円の内数

ひきこもり対策を推進するため、ひきこもりの人やその家族に対するきめ細やかで継続的な相談支援や早期の把握が可能となるよう、「ひきこもりサポーター」を養成し、市町村でひきこもりサポーター派遣事業を実施する。

## (2) 寄り添い型相談支援事業の実施

セーフティネット支援対策等事業費補助金150億円の内数

生きにくさや暮らしにくさを抱える人がいつでもどこでも相談ができ、誰でも適切な支援を迅速に受けられるようにするため、問題を抱える人の悩みを傾聴し、支援機関の紹介や必要に応じた寄り添い支援等を行う。

(東日本大震災被災3県では被災者支援として別途実施)

## 3 自殺・うつ病対策の推進

36億円(36億円)

(地域生活支援事業計上分を除く)

### (1) 地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援

3億円(2.8億円)

都道府県・指定都市に設置されている「地域自殺予防情報センター」での専門相談の実施のほか、関係機関のネットワーク化等により、うつ病対策、依存症対策等の精神保健的な取組を行うとともに、地域の保健所と職域の産業医、産業保健師等との連携の強化による自殺対策の向上を図る。

また、自殺未遂者等へのケアに当たる人材を育成するための研修を行うとともに、全国的または先進的な自殺対策を行っている民間団体に対し支援を行う。

### (2) 自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成(一部再掲・66ページ参照)

31億円及び地域生活支援事業(462億円)の内数  
(31億円)

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカー等の地域で活動する人に対するうつ病の基礎知識、診断、治療等に関する研修や、地域でのメンタルヘルスを担う従事者に対する精神保健等に関する研修を行うこと等により、地域の各種相談機関と精神保健医療体制の連携強化を図る。(地域生活支援事業(462億円)の内数)

また、メンタルヘルス不調者の発生防止のため、職場でのストレス等の要因に対する適切な対応が実施されるよう、メンタルヘルス対策への取り組み方がわからない事業者等への支援を行う。

### (3) 認知行動療法の普及の推進(再掲・77ページ参照)

99百万円(1億円)

### (4) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(訪問支援)体制の整備(再掲・77ページ参照)

地域生活支援事業(462億円)の内数

(5) 災害時心のケア支援体制の整備(再掲・78ページ参照)

46百万円及び地域生活支援事業(462億円)の内数  
(47百万円)

#### 4 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護など

326億円(351億円)

##### (1) 戦没者慰霊事業などの推進

24億円(21億円)

硫黄島、旧ソ連地域における遺骨収集帰還事業の推進をはじめ、すべての地域で可能な限り速やかに遺骨が収容できるよう、未収容遺骨に関する海外資料調査や情報収集を強化する等の取組を進める。

##### (2) 中国残留邦人等の援護など【一部新規】

113億円(111億円)

平成25年12月に成立した中国残留邦人等支援法改正法に基づく配偶者支援金の支給を含め、中国残留邦人等への支援策を着実に実施するほか、先の大戦に関する歴史的資料でもある戦没者等の援護関係資料について、後世への伝承や広く国民や研究者等が利用できるよう、国立公文書館へ移管するための取組を行う。